

平成 28 年第 4 回定例会環境生活委員会会議録

平成 28 年 12 月 20 日
10 時 00 分～11 時 46 分
全員協議会室

出席者氏名

委員 長	坂 本 隆 司	副委員長	福 島 正 明
委員	岡 部 賢 士	委員	深 沢 幸 子
委員	滝 沢 健 一	委員	椎 塚 俊 裕
委員	大 竹 一 昇		

執行部説明者

市 長	中 山 一 生	市民生活部長	加 藤 勉
都市環境部長	岡 田 和 幸	市民窓口課長	谷 川 登
市民協働課長	斉 田 典 祥	商工観光課長	佐 藤 昌 一
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	植 竹 勇	交通防犯課長	木 村 博 貴
都市計画課長	清 宮 恒 之	施設整備課長	宮 本 孝 一
下水道課長	稲 葉 通	環境対策課長	富 塚 健 二
市民窓口課長補佐	海老原 雅 男 (書記)		

事務局

総務G主査 仲 村 真 一 総務G副主査 池 田 直 史

議 題

陳情第 1 号 蛇沼に面した「抑制区域」内での太陽光発電所建設事業を止め、蛇沼とその周辺樹林地の保全を市に求める陳情書

議案第 2 号 龍ヶ崎市農業委員会の委員及び龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について

議案第 3 号 龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例について

議案第 4 号 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 工事請負契約について
(28 国補佐貫地区雨水貯留施設整備工事)

議案第 12 号 平成 28 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第 3 号) の所管事項

議案第 14 号 平成 28 年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 15 号 平成 28 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

坂本委員長

皆さんおはようございます。委員の皆様申し上げます。本日、陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出がありましたことから、審査の途中休憩中に、協議会を開催し、趣旨を説明する機会を設けますので、よろしくお願い申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第11号、議案第12号の所管事項、議案第14号、議案第15号、報告第3号、平成28年陳情第1号の9案件です。これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、陳情の審査に入ります。平成28年陳情第1号、「蛇沼に面した「抑制区域」内で太陽光発電所建設事業を止め、蛇沼とその周辺樹林地の保全を市に求める陳情書」についてです。事務局に陳情事項を朗読させます。

【事務局朗読】

坂本委員長

休憩します。

【休憩中に協議会を開催 陳情代表者より趣旨説明を受ける】

坂本委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは、各委員からご意見がありましたらお願いしたいと思います。岡部委員。

岡部委員

私はこの陳情を読ませていただいて基本的に賛成したいと考えております。

9月の議会で自然環境と太陽光発電設置事業との調和を図るための条例というのが市長より提案されて、全員賛成で可決で施行されました。これは、自然環境や景観形成等への支障を及ぼすような設置でも既存の法律では規制できないことから、市独自による条例を制定したということです。

今回、この蛇沼周辺は、この条例によって抑制区域に指定されているということで今回の件はこの抑制区域以内で太陽光発電の建設をしようとしているということ。また、この事業者からは、数回説明会なんかを行って、湖畔から50メートル森林を残す案など歩みよるといふ姿勢は見せているようですが、今回こういった地域住民など500名により陳情が上がってきたということ。やはり、まだ住民の理解が得られていないということであると考えます。

当市の条例には、事業者は住民近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。また理解を得るように努めなければならないというようなことも条文で定められております。市として9月より条例が施行された以上、最終的な強制力まではないものではありませんが、そうだとするとこの条例趣旨にのっとり、事業者に対して要請していくことは当然のことにように思いますので、私はこの陳情の趣旨に基本的に賛同できるということで賛成いたします。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

私はですね。この陳情に対しては、結論から言いますと、賛同できない立場でお話しさせていただきます。

この趣旨ですね。今ご説明いただいた、この一定の歯止めをかけた環境保全地帯。蛇沼あるいはその周辺の環境保全の重要性というのは十分認識しておりますし、保全に努めるということは市の責務でもあると思います。

ただ、この9月の議会において、この条例ですね。一定の歯止めをかけるための条例をぎりぎりのところで私たちも、役所に市長の方にも働きかけて制定していただいた条例です。この範囲の中での対応が現状のところなされているということを考えますと、これはこの条例の範囲を乗

り越えて、踏み越えてさらに一步先の建設中止の要請をしていくということが、現状では難しいのかなというふうに考えております。

今後もしろんな形でですね、住民の皆さんと行政が協力して、環境保全に努める努力は当然必要だと思うんですけども、現時点でのこの陳情に対する賛同というのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ボランティア活動を30年やられてきたこと、本当に大変だったと思います。蛇沼を守ってきたいという強い思い、それはよく理解させていただきたいと思いますが、私もこれは不採択の方になってしまうかなと思っております。

条例を出させていただいた、さっき・・・さんからもお話いただきましたけども、その条例の中で、最低限やっぱりやれることを市はやっていく、その条例の中に決まっていることはきちんとやっていかなきゃいけないということはよくわかっておりますので、住民に対する、また地域の方に対する説明は、十二分にしていくんだって、そこは市の方としてこの条例を使いながら指導していただきたいなと思いますし、やっていかなければ何もならないんじゃないかなと思います。

再生エネルギー振興と景観保護とのこの両立というのは、なかなか難しい問題ではあります。ですけども、今後やたらに作っていいのかっていうのではなくて、それは国の方のルールづくりの方に申し出をして、そういうところも考えていくのが、国の法律なんじゃないかなと思います。それがないと、これを通して何の効力がなくて、仕方がないんじゃないかな。住民の皆さんの思いはよくわかりますし、蛇沼が大事だっていうのもよくよくわかりますので、そのことは十二分にわかった上で、皆さんそこを守っていくというその強い思いもわかった上で、この条例でとどめられるところをとどめて、やれるところはやって、住民への説明を十二分にやってくつというようにしていきたいと私も思っていますので、申しわけありませんが、不採択ということで、お願いいたします。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

はい、今ちょっと私も深沢委員の意見に賛成で基本的に陳情の趣旨は非常に理解するんですけども、今回の陳情に対しては、ちょっと不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

今、深沢委員が言った通りなんですけども、この問題は確かに悩ましい問題で確かに低酸素時代の中で新しい再生可能エネルギーをつくるっていう国の政策ですね。里山を保全していくっていう、一見相反するような、条例のもとですね。基本的には国がやはり指導していく中で進めていかなければいけない政策だというふうに思っております。

もちろんどちらも大事なことであることは間違いありませんし、今・・・さんからの説明にもありましたとおり、30年間本当に大変な思いをされて、里山を守られてきたという経緯に対して本当に敬意を表したいと思います。そして500名近い陳情者の名前もございます。その思いも受けて、もちろん、非常に蛇沼を保全してきたいという思いは非常に伝わってきます。

ただ、今現状の中で、この業者さんもですね、今、条例、県のほうでももちろん通ってしましたし、条例に沿ってですね、きちんと準備を進めてきているという状況の中で、またこれを本当にくつがえして、条例の趣旨に沿ってきちんとフロー手続を進めているような段階であります。その中で、これを覆していくというのは本当に大変なことなんだろうというふうに思います。今、そういう趣旨からすれば、もちろん今現時点で裁判をしたとしてもなかなか難しい。行政側は難しい状況になってくるとことは明白な事実だと思いますし、最後に・・・さんがおっしゃられたように、ただそうは言っても、景観を守っていくという部分においては、本当に行政の協力が本当に必要だとももちろん思っていますし、この条例が確かに空洞化しないように本当に今後のまだまださらなる課題だというふうに思っていますが、今回、ある程度、事業の段階で本当にここまで進んできている中で、これはまた改めてやめさせていくっていうことは、なかなか難しい現実的な問題かなというふうに考えてますので、今回の陳情に関しては不採択ということで、お願いしたいと思います。

坂本委員長
大竹委員。

大竹委員

先ほどはありがとうございました。本当に陳情はよくわかるんですけども、伐採を伴う建設をやめようという形で陳情の第1ですね。森林法も含めて、県の方もOKがでた中では難しいだろうということ判断しております。

ただ、第2の中で、日本自体は、水の国でもあるし、私は、ふだんから自然と人の共生という形で自然を守っていこうという気持ちであることは間違いございません。そういう中で、市内里山空間の保全を実現しようという課題、里山保全条例という形のを制定していこうじゃないかという、そういう形の中では、私自身も、今後、しっかりと行政と話、龍ヶ崎はこれからはそういう中で、間違いなく自然を保全していくんだというような条例に向かって努力はしていきたいと思っております。

また龍ヶ崎市に置きましても、龍ヶ崎市の条例のもとにしっかりと抑制するように指導している段階でありますので、今回は残念ながらでございますけども、陳情に対しては、私は賛成しかねないと思います。以上です。

坂本委員長
滝沢委員。

滝沢委員

ここで陳情文書に書いてある中で、部長にちょっと確認したいんですけども、茨城県において、森林法に基づく林地開発許可の申請がなされており、茨城県で審査中ということで、これは11月30日に受理されたものなんですけど、現在この審査状況についてお聞かせください。

坂本委員長
岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

県の林地開発行為許可につきましては、11月30日付けで市のほうに通知が發送されて、受理をしております。

県の許可がおりたということでもあります。以上であります。

坂本委員長
滝沢委員。

滝沢委員

はい、ありがとうございました。そうしますとですね、県の方は許可が出たということで、市の方に判断を預けられているということなんでしょうけども、県が、許可をだして、市が許可を出さない理由っていうのもなかなか難しいなっていうふうに思うんですけども、この里山の会の方々の活動は、わたしも長山に籍をおいている1人です。ですので、すごくよくわかりますし、すごく地元で活動されてるっていうのはよく肌身で感じてますので、すごく心情的によくわかりますし、私もここに書いてある内容趣旨陳情趣旨っていうのはよく理解できます。

ただ、さきほど・・・さんからもありましたけれども、無力な条例じゃないかっておっしゃられましたけど、私も本当にそう言われても、しょうがないのかなっていうふうに思うところでもありますし、そこにはがゆさを感じる部分でもありますけれども、1議員としてですね、この陳情趣旨としては、建設を止めるよう市長に対して要請してくれっていうことですね、市長に対して要請する前に、私自身の1個人としての意見を言わせてもらえばですね。蛇沼のまわり全部市の土地であればですね、この条例っていうかこの趣旨陳情の趣旨に従って市の判断で行動できるものであると考えますが、この土地の地権者がですね、活用を求めて、太陽光の業者と契約をして太陽光を進めていく、そしてですね、今回ここで仮に止めたっていうことにしていてもですね。おそらくですね、県の許可が出て、市で止めたということになりますと、市と業者との損害賠償請求になっていくと思うんですけども、遅延行為とか、そういうものになってくるとものすごい請求が想定されるんじゃないかなっていうふうに思います。

そういうことを考えますと議会としてですねこれを業者さんに建設の要求を止めるっていうの

はなかなか難しいじゃないかなというふうに考えます。

そしてまたですね、止める方法って言うのはですね、唯一あるだろうと思うのは、これは市がその土地を買収して、その準備費を全部市が負担すれば、唯一止められる方法なんではないかなというふうに思いますけども、今回それをやってしまうと、今後でてくるかもしれない他の事案対しても同じような対応をとるしかない。それが今の現状であるのではないかなというふうに考えますので、今の現状では、私もこの趣旨には賛同できません。

坂本委員長

それでは、各委員からのご意見等が出たところでございます。

それでは、お諮りしたいと思います。

平成28年陳情第1号「蛇沼に面した「抑制区域」内の太陽光発電所建設事業を止め、蛇沼とその周辺樹林地の保全を市に求める陳情書」につきましては、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

坂本委員長

賛成少数であります。よって平成28年陳情第1号は不採択とすることに決しました。

休憩いたします。

坂本委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第2号龍ヶ崎市農業委員会の委員及び龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、議案第3号龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例について及び議案第4号龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ついでに3案件につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条例の制定及び改正が行われるものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

執行部から説明願ひます。加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

まず初めに議案第2号龍ヶ崎市農業委員会の委員及び龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてでございます。この条例は、農業委員会等の法律の一部改正、この一部改正は平成28年4月1日施行されております。この一部改正によりまして、農業委員の公選制が廃止され、任命制へと変更されたため、当該条例により、新たな農業委員の定数及び新設されず農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとなります。

まず第1条では、ただいま説明しました条例制定の趣旨を条文中第8条第2項及び第18条第2項の規定これにつきましては、国による規定となりますけども、まず、第8条第2項の中での内容につきましては、農業委員会の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めると規定されておまして、この国の基準に充てはめますと本市の場合、上限が19名となります。

続きまして、法律第18条第2項では推進委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めると規定されておまして、この国の基準に当てはめますと本市の場合、国の基準が100ヘクタール当たり1名でありますことから、本市の農地面積2,091ヘクタールでありますことから、上限が21名となるものでございます。

条例に戻ります。

第2条では、農業委員会の定数はただいま説明しました内容を踏まえまして、10人以内とし、第3条では、推進の点数でこれを11人以内と規定したものです。施行期日につきましては、付則のところでうたっておりますが、この条例は平成28年4月1日に残任する農業委員の任期満了の日、この任期満了の日は、平成29年7月19日になりますので、その翌日の20日から、施行されるものと規定したものでございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

議案第3号です。龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会設置条例についてです。

第1条では、農業委員会の龍ヶ崎市農業委員会の委員の任命に当たり、その候補者の選考の公平性及び透明性を確保するため、龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会を置くことを規定したものでございます。

第2条では、選考委員会の所掌事項を規定しております。ここで一部を法律の第9条第1項の規定が掲げられておりますけれども、この法律の第9条第1項の規定を要約して説明させていただきますと、市町村長は委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者等に対し、候補者の推薦を求めるとともに委員になろうとする者の募集をしなければならないと、このような規定がされております。

第3条第1項では、選考委員会は委員5人以内をもって組織すること。第2項では委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、または任命することを規定しております。第3項では委員の任期は3年とし、第4項では委員は再任用を妨げないことを規定したものです。

第4条では、委員長及び副委員長を置くこと。

第5条では、会議の運営についてを、第6条では、委員長は関係者の出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができることを規定したものです。

第7条では、委員の守秘義務についてを定めております。

続きまして議案の第4号です。こちら参考資料の1ページをご覧くださいと思います。今回のただいま説明いたしました議案第2号、議案第3号の当条例に合わせまして委員さんの報酬が新たに変わるものです。議案第4号では、龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてとなります。

先ほども説明いたしました、平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、まず、新旧対照表の第4条第4項の農業委員会の委員の次に、農地利用最適化推進委員を加え、別表第1では、農地利用最適化推進委員と農業委員会委員候補者選考委員会委員をこの別表の中に、加える改正を行うものです。以上となります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

深沢委員。

深沢委員

よろしく申し上げます。議案第2号の中で、農業委員の定数10人以内と、それから推進委員の定数11名というお話がありました。いろいろな質疑がされた後、そのときに、女性が1人というようなお話をされたと思うんですよ。女性1人というのは、どちらにも1名ずつとの意味でしょうか。

坂本委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

女性につきましては、農業委員の方で1人ということでございます。農地利用最適化推進委員、そちらの方につきましては、特に女性についてはうたっておりません。以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ぜひ推進の方にも女性を入れていただきたいと思っておりますし、この議案第3号のほうで見ると、推薦を受けたものとありますよね、この場合に女性が推薦を受けなかった場合、どうなりますか。

坂本委員長

植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

特に推薦が受けなかった場合に、また、公募、推薦を求めるということは、特にそういった決まりはありません。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

女性の推薦がなかったならば、この10人以内の女性1人というのはなくなるということですか。

坂本委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

こちらにつきましては、特に年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならぬといったことで、農林水産省の方からはそういった形でできておりますので、今、この辺で著しい偏りということが男性が全員になれば、そういったふうにも読み取れますので、その辺のところは今後、農業委員会の委員の皆さんと詰めて、そういう偏りが無いようにということでやっていきたいと考えております。以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

やっぱりこれからの農業に女性が大きな役割があると思うんですね。絶対偏りのない、1名でも偏りがあるとは思いますが、何としても1名だけは死守していただきたいなと思いますので、入れていただきたいと思います。

推進委員の方にもぜひ女性を入れていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

それと3ページのほうの(2)のその他農業委員に選考に関し、市長が必要と認めることについてというのはどういうことを想定されますか。

坂本委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

こちらの市長が必要と認めることといったことにつきましては、選考基準、こちら選考基準を設けますので、そういった選考基準の見直し、そういったことにつきまして、市長が特に認めたことといったことを想定しております。以上です。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

選考基準というのはどういう内容なのでしょう。

坂本委員長
植竹農業政策課長。

植竹農業政策課長

農業委員さんを選考するに当たりまして、認定農業者であるかいないか、認定農業者であれば、点数が、例えば、7点とか、5点とか、認定農業者でなければ1点とか、そういった形で、推薦の状況、地区の推薦、団体の推薦、個人の推薦、あるいは、先ほども出ましたが、女性農業者であれば、3点とか、青年就農者、若手の就農者であれば、また何点とか、そういったおのおの耕作の状況、マイナス点としましては、荒廃農地、農地を荒らしているような方については、逆にポイントをマイナスで引く、過去に農地法違反、そういったことをやってるという方もマイナスでポイントを引くということで、そういう各項目を点数制であらわしまして、その点数であくまで評価ができるような、そういった基準を設けております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

今、課長のお話の中で個人の推薦というのありましたよね。個人の推薦というのは、自分で自分を推薦してということであれば、周知がすごく大事だと思うんですよね。女の人に出てきてもらうためにも、もしかしたら推薦が受けられない場合もあるかもしれないので、ぜひ、こういう形で農業委員を決めていきたいということで、よくよくの周知をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので、採決いたします。

それでは、議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11号、工事請負契約について、28国補佐貫地区雨水貯留施設整備工事について、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

27ページをお開きください。

議案第11号、工事請負契約について、この工事請負契約につきまして、ご説明をさせていただきます。

これは、28国補佐貫地区雨水貯留施設整備工事の請負工事を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。契約の方法ですが、28ページの参考資料にありますように、三つの共同企業体による一般競争入札でございます。これにより契約をいたそうとするものでございます。

契約金額でございます。これにつきましては、29ページに仮契約書の写しが添付をされております。金額は消費税等含みまして3億2,400万円でございます。

契約の相手方でございます。増川、セイビ、増川設備特定建設工事、この建設工事の共同企業体でございます。工事の工期でございますが、議決のあった日から240日間でございます。

貯留施設の設置カ所でございますが、佐貫駅西側の市道1の187号線であります。また、設置いたします貯留管につきましては、32ページに、平面図、断面図が添付されておりますが、管の内径が2,800ミリ、延長が約129メートルで貯留管に取り込んだ雨水は、近接する佐貫雨水幹線に放流いたす予定でございます。以上でございます。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。
滝沢委員。

滝沢委員

1点だけですね。これは、JRの踏切の近くで掘削工法でなくて、推進工法に変わったということですね。推進工法でやっていく以上、このJRとのトラブルのないように最善の策を尽くしてやっていただきたいなというふうに要望しておきます。

よろしく願いいたします。

坂本委員長

ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長

それでは、質疑がないようですので、採決したいと思います。
議案第11号、本案は原案の通り了承することに異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第12号平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について執行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活

それでは、別冊をご覧いただきたいと思います。1ページとなります。

議案第12号平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第3号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、15億1,094万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260億9,885万円といたすものです。

6ページをご覧ください。第3表繰越明許費となります。総務費総務管理費、コミュニティセンター管理費です。これにつきましては、馴染コミュニティセンターほか、五つのコミュニティセンターのトイレ改修に伴う実施設計料となります。

岡田都市環境部長

はい、その下行きまして、8の土木費、地籍調査事業、これにつきましては、国県からの来年度予算が確保されないため、今年度事業に増額し、繰り越しをするものであります。

加藤市民生活部長

続きまして第4表、債務負担行為の補正です。

これにつきましては、平成24年度事業に向けての準備行為となりますことから、当委員会の所管事項の項目のみ読み上げさせていただきます。

まず、6ページ、二つ目です。公共施設里親登録者傷害保険契約。7ページになります。三つ目です。コミュニティバス運行事業、市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約、コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約、旧長戸小学校施設管理にかかる業務委託契約。カード追記プリンター保守業務委託契約。

岡田都市環境部長

犬猫等処理業務委託契約。その下、佐貫駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約、その下、斎場通夜宿日直業務委託契約。その下です。斎場設備管理にかかる業務委託契約、その下の下です。塵芥処理にかかる業務委託等契約。その下です。資源物回収にかかる業務委託契約。

加藤市民生活部長

牛久沼白鳥飼育管理業務委託契約。観光物産センター管理運営業務委託契約。

岡田都市環境部長

その下です。法定外公共物管理システム保守業務委託契約。その下です。佐貫駅前広場及び駐車場管理にかかる業務委託契約。その下です。排水ポンプ場維持管理にかかる業務委託契約。その下です。都市公園管理運営にかかる業務委託契約。その下です。市営住宅管理にかかる業務委託契約。8ページをお開きください。下から二番目です。市道第4の156号線道路改良工事。その下です。市道第4の302号線道路改良工事。

続きまして、13ページをお開きください。

加藤市民生活部長

歳入となります。国庫支出金総務費国庫補助金、総務管理費補助金0005地域公共交通確保維持改善事業費です。現在策定中であります地域公共交通網形成計画策定委託にかかる国からの補助金となりまして、定額補助となります。0006地方創生推進交付金、茨城県が主体となり進めております広域路線バスネットワーク事業に対する補助金でありまして、補助率は2分の1となります。

15ページをご覧ください。続きまして県支出金、県補助金、四番目です。農林水産業費県補助金です。農業費補助金0008機構集積協力金交付事業費、これにつきましては、今年度の農地集積、昨年度からの継続地区と今年度の要望地区合わせて8地区となります。その合計額、858万2,000円から当初予算措置をしておりました530万円を差し引いた328万2,000円を交付事業費として計上したものです。補助率は10分の10となります。

続きまして、0019経営体育成支援事業費被災農業者向け事業分です。これにつきましては、8月の台風により被害を受けた1経営体、具体的にはいちご農家となりますけど、このいちご農家のパイプハウスの再建費用に対して補助されるものです。

19ページをご覧ください。

岡田都市環境部長

その下、6番土木費、県の補助金、0004地籍調査費、先ほどもご説明しましたが、国県からの来年度予算がないために今年度事業に増額し、繰り越しをいたそうとするものであります。

加藤市民生活部長

次に、歳出です。

二番目の総務費、1の総務管理費、19ページ、コードナンバー01001400、市民行政推進活動費19の負担金補助及び交付金 交付金、まちづくり協働事業、これの減額、100万円の減額です。

これにつきましては、当初予算でまちづくりの協働事業の年度内で完了できる事業を当初予算で毎年枠取りをしておりましたが、今年度につきましては、今年度内に実施可能な該当事業がなかったことから、今回、減額補正をするものであります。

続きまして、一番下ほどの地域振興費です。事業のコード番号が、01003850、公共交通対策費、19の負担金補助及び交付金補助金、県南地域公共交通確保対策協議会、これについての負担金です。これにつきましては一般質問でも、質疑でもご質問いただきましたが、茨城県が主体となり、当市と稲敷地域の牛久市、稲敷市、阿見町及び美浦村が協調して広域路線バスを2月から2カ月間、実証運行するための負担金となります。今年度の事業費1,400万円のうち2分の1は国の地域創生推進交付金を活用し、残りを県が2分の1、市町村で2分の1を負担するものです。詳細は省かせていただきますが、3路線南北1路線、東西2路線で、各4往復8便の運行予定となります。

21ページをご覧ください。

コミュニティセンター管理費、コード番号01004120、コミュニティセンター管理費、13の委託料、これにつきましては、馴染コミュニティセンターほか5カ所のトイレ改修に係る実施設計料となります。15の工事請負費につきましては、以下、記載の通りの内容となります。

続きましてその下ほどです。交通安全対策費、01004300職員給与費、交通安全所管です。

続きまして一番下ほどの表となります。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費コード番号01006700職員給与費、戸籍住民所管です。

23ページをご覧ください。

中ほどから下ほどの表です。総務費、統計調査費統計調査総務費、コード番号01008300職員

給与費，統計調査これも所管です。
29 ページをご覧ください。

岡田都市環境部長

中からちょっと下です。4 番衛生費，1 番保健衛生総務費，所管となります。その下，5 番の公害対策費，職員給与費，これも所管であります。

次に，31 ページをお開きください。

1 番上です。清掃総務費，こちらも職員給与費，所管となります。塵芥処理費，コードナンバーが 01017700，塵芥処理費，19 番の負担金補助及び交付金，負担金で，龍ヶ崎地方塵芥処理組合，基幹的設備改良分，こちらにつきましては基幹的設備改修事業にかかる歳入については組合費，借入金として歳入を見込んでおりましたが，各市町の特別交付税で震災復興特別交付税として措置がされることになったことから，財源の組み替えを行うものであります。

加藤市民生活部長

続きまして，6 番農林水産業費，1 の農業費，コード番号 01018300 職員給与費農業委員会，これ所管です。

その下ほです。コード番号 01018600 職員給与費，農業総務これも所管となります。

続きましてその下です。01018700 農業総務事務費で 13 の委託料都市計画廃止図書作成，これにつきましては，株式会社茨城県南流通センターが開設者である竜ヶ崎地方卸売市場は，当該区域は，都市計画法により都市施設と定められておりますことから今後，当該市場を廃止するにあたり，都市計画法に基づく変更手続を行います。その変更手続に必要な図書作成を委託するものであります。

続きまして，コード番号 01018800，農業経営基盤強化促進対策事業，19 の負担金補助，補助及び交付金，補助金，機構集積協力金です。これにつきましては先ほど歳入でも，若干触れましたが，地域集積協力金が 8 地区，継続 7 地区，新規 1 地区で 358 万 2,000 円。経営転換協力金が 9 件で 490 万円。耕作者集積協力金が 1 万平米で 10 万円です。この合計額 858 万 2,000 円から当初予算 530 万円を差し引きしました 328 万 2,000 円を補正予算として歳出計上しております。

続きましてその下です。経営体育成支援事業，被災農業者向け事業分，これも先ほど歳入で説明いたしましたが，台風被害による農業者への支援事業となります。

その下ほです。コード番号 01019700 職員給与費農地，これ所管です。

岡田都市環境部長

その下行きまして，01020000 農業集落排水事業特別会計繰出金，繰出金でありまして，これは下水道職員の人勧にかかる経費でございます。

加藤市民生活部長

続きまして，その下の表ですね，7 の商工費，1 商工費，30 ページにきまして，職員給与費，商工総務所管です。その下です。職員給与費観光物産所管です。

33 ページをご覧ください。

岡田都市環境部長

上から，土木総務費，職員給与費，所管となります。それから建築指導費職員給与費，これも所管となります。地籍調査費，職員給与費，これも所管となります。

その下行きまして 01022000，地籍調査事業，13 の委託料，地籍調査測量，先ほどもご説明申し上げましたが，歳入の県補助金でも申し上げた通り，国県からの来年度予算がないために，今年度事業に増額し，繰り越しをいたそうとするものであります。

その下行きまして道路橋梁総務費，これが所管となります。職員給与費であります。それからその下行きまして道路新設改良費，職員給与費，これも所管となります。その下行きまして排水路整備費，職員給与費，これも所管となります。その下です。都市計画総務費，職員給与費，これも所管となります。

35 ページをお開きください。

街路事業費，職員給与費，こちらも所管となります。

3 番，公共下水道費，01024000，公共下水道事業特別会計繰出金 28 の繰出金，こちらにつきましては下水道課職員の人勧の増額分とそれから下水道事業資本費平準化債特例措置分との相殺であります。

その下、公園費、これも職員給与費、所管であります。それから、土木費の中の住宅管理費、職員給与費、所管となります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。
福島委員。

福島委員

19ページ一番下の方、公共交通対策費、県南地域公共交通確保対策協議会、部長の方から大まかな内容の説明ありましたが、2カ月間の費用ということで、3路線、4往復という話でしたけども、これが決まってくるまでの経緯経過なんかをちょっと教えていただければと思います。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

こちらの事業につきましては、今年度、県の新規事業として、地域公共交通確保対策事業とその一環として、この協議会が組織されたということでございます。この同様の協議会につきましては、県南だけじゃなく、県北、鹿行、また県西地区それぞれのところで協議会が組織されて、この公共交通広域でのネットワークについて検討されているという中です。それから協議会については、国、県はもちろんのこと県南の関係市町村、また、公共交通の事業所さんなんかを組織として加えて協議を行っておりまして、このルートもしくは便数などは、3回の協議会と、4回の事務協議、それとまた、個々の市町村と県とのやりとり、打ち合わせによってこの4往復8便ということを決定させていただいております。

このルートにつきましては、当市が関係するものについては、美浦村の光と風の丘公園から阿見町のアウトレットを経由して、また牛久市の生涯学習センターを経由して、当市のバス停としましては済生会病院、竜ヶ崎一高、関東鉄道竜ヶ崎駅、3つの停留所が予定されているところでございます。

東西ルート2ルートございますが、東西ルートにつきましては、江戸崎地内から牛久方面を通過して、ひたち野うしく駅に向かうものと、あと阿見方面を通過して、ひたち野うしく駅に向かうものの2ルートがありまして、どちらもそれぞれアウトレットで南北軸、で、もう一つが、生涯学習センターで南北軸、それぞれ時間で乗り継ぎができるようになっておりまして、南北を通過してひたち野うしく駅に行くことも可能となっております。以上でございます。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

140万円、2カ月間の、これは試行運転ということでよろしいのでしょうか。その後の予定を教えてくださいたいのと、それから利用するのに、利用者負担がどのくらいあるのかだけ教えてくださいたいと思います。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

試行運転につきましては、今年度2月から2カ月間と来年度29年度いっぱいを予定しております。料金につきましては、竜ヶ崎駅からちなみに最終の光と風の丘公園まで行った場合は800円。阿見アウトレットモールまで行った場合は590円となっております。

800円を上限としようということで、料金の方が設定されているということでございます。以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

その関連のところで、この事業はどういうことを目的にしてやられるのか、また、どういう方を対象者として考えているのか教えてください。

坂本委員長

木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

もともとの目的が、少子高齢化ですとか、人口減少などで、路線バスが廃止になって、また商店街の空き店舗などにより、通勤通学などの日常生活維持がなかなか困難な地域が発生しているということで、こういった広域でのネットワークを構築することによって、その地域の活性化を図ろうというのが大きな目的でございます。

利用される想定がですね。当市で言えば、先ほどお話ししました阿見プレミアムアウトレットへの買い物、また、雨天時の関東鉄道竜ヶ崎駅から竜ヶ崎一高生が学校まで通う足、関係市町村は、どうしてもやはり鉄道、軌道といいますか、鉄軌道が弱い地区がございますので、そちらから鉄道の駅までの足、あとは近隣の病院、稲敷地域の済生会をはじめとする病院への足の確保ということで、想定はされているところでございます。以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、コミュニティセンター管理費のところなんですけど、21ページのこの馴染コミュニティセンターほか5カ所、トイレの改修工事実施設計、全部洋式トイレに変わるということでしょうか、どういう形になるか教えていただきたいと思うんです。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

トイレの改修の概要についてでございます。今回のこの改修の設計ではですね、いわゆる洋式化、ほか、いわゆる温水暖房便座つきの温水洗浄トイレ等でございます。以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

はい、ありがとうございます。

工事請負費の方で、業務に影響がないというのは、どこも、久保台も、松葉も、それから八原も業務に影響はどうでしょうか。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

利用者の方への影響についてでございますが、まず、工事請負費の中での久保台コミュニティセンターの階段改修工事、久保台につきましては、センターの正面側にらせん状の非常階段が、取りつけてございます。

久保台につきましては、小さなお子さんたちがコミュニティセンターの方にですね。遊びに来ていたりいたしますので、その辺は十分注意していきたいと、また、利用者さんにつきましては、非常階段につきましては、緊急時に使用するものでございますので、工事の過程の中で、非常階段が使えない場合等も出るかと思いますが、そういった場合につきましては、避難誘導の徹底等いたしながら、十分安全対策を講じて参りたいと考えております。

また、松葉コミュニティの高天井部につきましては、工事の際にタワーっていいですか、やぐらっていいですか、そういったもので工事いたしますので、できるだけですね、月曜日がコミュニティセンターの休館日になっておりますので、そういったときに工事を集中して行いたいと考えております。

また、八原コミュニティセンターの器具交換工事につきましては、外についておりますので、直接その利用者様に、影響はないかと思うんですが、こちらにつきましても、資機材の搬入また工事中とですね、安全に十分配慮して行いたいと考えております。以上です。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

19ページの公共交通対策費なんですけど、細かくて申しわけないんですけども、料金的な部分なんですけど、竜ヶ崎駅から済生会病院までの金額は出てれば、教えていただけますか。

坂本委員長
木村交通防犯課長。

木村交通防犯課長

竜ヶ崎駅から済生会病院までは310円で予定されております。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

コミュニティバスもある中での金額ですので、ちょっとで一応参考まで聞かせていただきました。ありがとうございます。

同じページでですね。市民行政推進活動費、まちづくり協働事業なんですけども、100万円減額されているんですけども、これももちろん、執行部の方で考えていらっしゃると思うんですけども、年々件数が減ってきてるっていう部分においてはですね。今年一件も使われてないっていう部分では、事業的な見直し、もちろん枠組みの見直しが必要なんだろうと思います。昨日も課長にはお話をさせてもらいましたけれども、そういう意味で、来年度以降、ちょっとその辺の考え方もちょっと教えていただければと思います。

坂本委員長
齊田市民協働課長。

齊田市民協働課長

まちづくり協働事業についてでございます。

今回は100万円の減額ということで、今年度中に完了する事業の提案がなかったこととといったことでございます。

また今年度につきましては、提案自体がですね、四つの事業の提案がございまして、これについては、その審査を済んでいるわけなんですけど、市に提言書という形でやりまして、来年度、その四つの事業について、所管課で予算措置という形でやっていく予定でございます。また、先ほど椎塚議員からあったように、確かに協働事業につきましては、その年によって、なかったり、あったりというような状況が続いております。これにつきましては、提案者の方がですね、提案しやすいような、やり方っていうか、そういったことで、現在、どうしたら、そういう提案件数を増やせるのかとか、そういったことで今調整していることとございまして、そういった中でですね、提案してから結果が出るまで、かなり時間がかかるんじゃないかといったご意見等もございましたんで、これにつきましては審査をですね、月に2回とか、複数回、やるようにして、審査期間を短くするなどして、できるだけそういった事業提案ができるような形に、現在、いろいろ検討しているところでございます。以上です。

坂本委員長
椎塚委員。

椎塚委員

ありがとうございます。

ぜひ、せっかく予算措置をされているものですから、ぜひ多くの市民の方に利用していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、33ページですね、地籍調査事業費なんですけども、測量の件で、部長の説明で国庫の補助がなくなったので、今年度予算措置をするということなんですけども、先ほどの説明で繰り越しという表現をされたんですけども、これは、今の時点でなぜ、繰り越しなのかちょっとその辺説明していただきたい。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

こちら地籍調査事業費につきましては、来年度の国庫補助、先ほど部長から説明がありましたように配分が少なくなります。それに伴いまして、茨城県の方からですね、今年度、前倒しという形の中で、国庫補助金の配分が増額できるというような形になりますので、今年度に補正予算を上げまして、来年度分の調査予定箇所面積分まで、進めていくというような形になります。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

わかりました。ありがとうございます。

土木費に関係するわけじゃないんですけど、土木費の職員給与費の中で共済費があるんですけど、例えば道路橋梁総務費の中の共済費、私のちょっと認識の中では共済費は給料に比例して付随してでてくるものなのか上がっていくのものなのかなんて思っているんですけども、まず、何かの条件なんだろうけども、共済費が、この部分だけ突出して高いものですから、この辺もし、わかりましたらば、ご説明をお願いできればと思うんですけども、ちょっと1けた違っているんでちょっと異様な数字に見えるんですけども多分、何でしょうね。

坂本委員長

所管事項ということで、総務委員会ということでよろしくお願いしたいと思います。

大竹委員。

大竹委員

31ページ、コードナンバー01018700です。

本当にその竜ヶ崎の市場がなくなるということは残念なんですけども、その都市計画廃止図書作成ということで、今現在の用途がどのような形で、次の用途に変わっていくのかというところをちょっとご説明ください。

坂本委員長

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

現在の市場についてでございますが、これは都市計画法の規定によりまして、都市施設として計画決定がされております。ですから、現状では、市場の用途でしか土地利用が図れないという状態でございますので、今回この市場の廃止に伴いまして、その法のですね。網かけを外しまして、普通の市街化調整区域に戻すということを考えております。

坂本委員長

大竹委員。

大竹委員

市街化調整区域に戻すという形で県に提出するところのタイムスケジュール等を教えていただ

きたい。

坂本委員長
清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

最終的には、この都市計画の変更は、市の決定事項になるんですが、議員からお話がありましたように、事前に県との協議がかなり必要になってきます。

いつからかというところなんですが、やはりその現状、市場の方をですね。きちんと廃止ができて、この後、流通センターの総会とかがまた控えているということですから、そういったものを見きわめた上でですね。協議はその後から開始するというので今考えております。

坂本委員長
大竹委員。

大竹委員
はい、ありがとうございました。

坂本委員長
ほかにありませんか。

【な し】

坂本委員長
それでは、別のないようですので、採決の方をしていきたいと思えます。
議案第12号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。
続きまして、議案第14号平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。
岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

別冊の77ページをお開きください。

議案第14号平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の補正ということで第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億0011万3,000円とするものであります。80ページをお開きください。

まず、上から債務負担行為の補正ということで追加で公共下水道ポンプ場等維持管理にかかる業務委託契約。それから下水道受益者負担金システム保守業務委託契約。これらを追加するものであります。

次に、その下、第3表地方債補正。変更であります。まず、資本費平準化債、限度額を2億8,970万円にしたものであります。それからその下行きまして下水道事業債、特別措置分、この限度額を9,280万円にしたものであります。

次に、82ページをお開きください。

まず歳入であります。6の繰越金で、1の一般会計繰入金、コード番号が0001、公共下水道事業費等繰入金、これにつきましては資本費平準化債の増に伴うものであります。その下のコード番号0002、公共下水道事業職員給与費繰入金、こちらは職員の人勤に伴うものであります。

次に、その下であります。3の資本費平準化債コードナンバー0001下水道事業資本費平準化債、こちらにつきましては、それからその下、4番下水道事業債（特別措置分）、コードナンバー0001下水道事業債、特別措置分、こちらにつきましては事業費確定による平準化債、事業債の

増減に伴うものであります。

次に、その下歳出であります。一般管理費，コードナンバーが03000100職員給与費，（下水道管理費）所管であります。それからその下，下水道事務費，公課費，これは消費税納付の不足分であります。それからその下の2番下水道維持管理費，コードナンバー03000600，公共下水道管理費，11番需用費，こちらにつきましては南が丘流量計の修繕に伴うものであります。それからその下につきまして，公共下水道整備事業費コードナンバーが03000800，職員給与費，こちらも所管になります。

それから1番下公債費，1の元金，特定財源地方債が3,420万円，それに伴いまして一般財源がマイナスなりまして3,420万円。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はございませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第14号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第15号平成28年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について，執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

それでは93ページをお開きください。

議案第15号平成28年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，16万5,000円を追加し，歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,469万9,000円といたそうとするものであります。

次に，94ページをお開きください。

第2表，債務負担行為補正追加であります。排水処理施設等維持管理業務委託契約であります。こちらにつきましては，板橋大塚地区排水処理施設及びマンホールポンプ保守点検業務委託であります。

次に，97ページをお開きください。

歳入であります。

一般会計繰入金，コードナンバーが0002，農業集落排水事業職員給与費繰入金，職員の人勧にかかるものであります。

歳出です。

1番の一般管理費，コードナンバー06000100職員給与費，こちらも職員の人勧にかかわるものであります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが，質疑等はございませんか。

【なし】

坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第15号，本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（和解）に関することについて、執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

42ページをお開きください。

処分第19号、和解に関することについて、平成28年7月31日、午後1時45分ごろ、龍ヶ崎市松葉6丁目1番地地先の市道第7の84号線において、当該市道に隣接する若柴公園内の樹木が強風によって倒れ、当該樹木が当該市道を自転車を押して歩行していた龍ヶ崎市在住の方に接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分いたそうとするものであります。損害賠償額、1万1,686円であります。以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

深沢委員。

深沢委員

若柴公園内の樹木が強風によって倒れたと、どんな樹木だったんでしょうか。根ぐされがおきてたとかとか、太いとか細いとか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

根ぐされということではなく、大体7分ぐらい枯れてた木になります。そこへ当日の気象データに基づきますと、ちょうど、13時40分から13時50分こころが、風速8.5メートルというような突風が吹いた時間帯になるんですが、そこで枝が折れまして、市道側ちょうど若柴公園と長山中学校の間に、歩行者専用道路がありますが、そこへ倒れて、ちょうど通りかかった自転車を押しながら、通りかかった方の自転車の前についているかごの部分と、その方がかぶってた帽子のつばの部分に当たってしまったというようなことになっております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

枝だけですか、樹木というのは。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

樹木は途中から折れた形になります。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

強風によって倒れたというのは、若柴公園内だけなんですか。他のところっていうのは調べてみたりなんかされたんでしょうか。

坂本委員長
宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長
市内142公園すべてにおいての樹木をチェックいたしまして、枯れているものについては撤去の作業をしている最中でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
テレビなんかでも、公園もそうですけども、街路樹なんかも根ぐされがおきたとかの場合もありますよね。そういうところもぜひよくチェックしていただいて、これからもよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

坂本委員長
ほかにありませんか。

【なし】

坂本委員長
それでは特にないようですので、採決いたします。
報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

坂本委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。